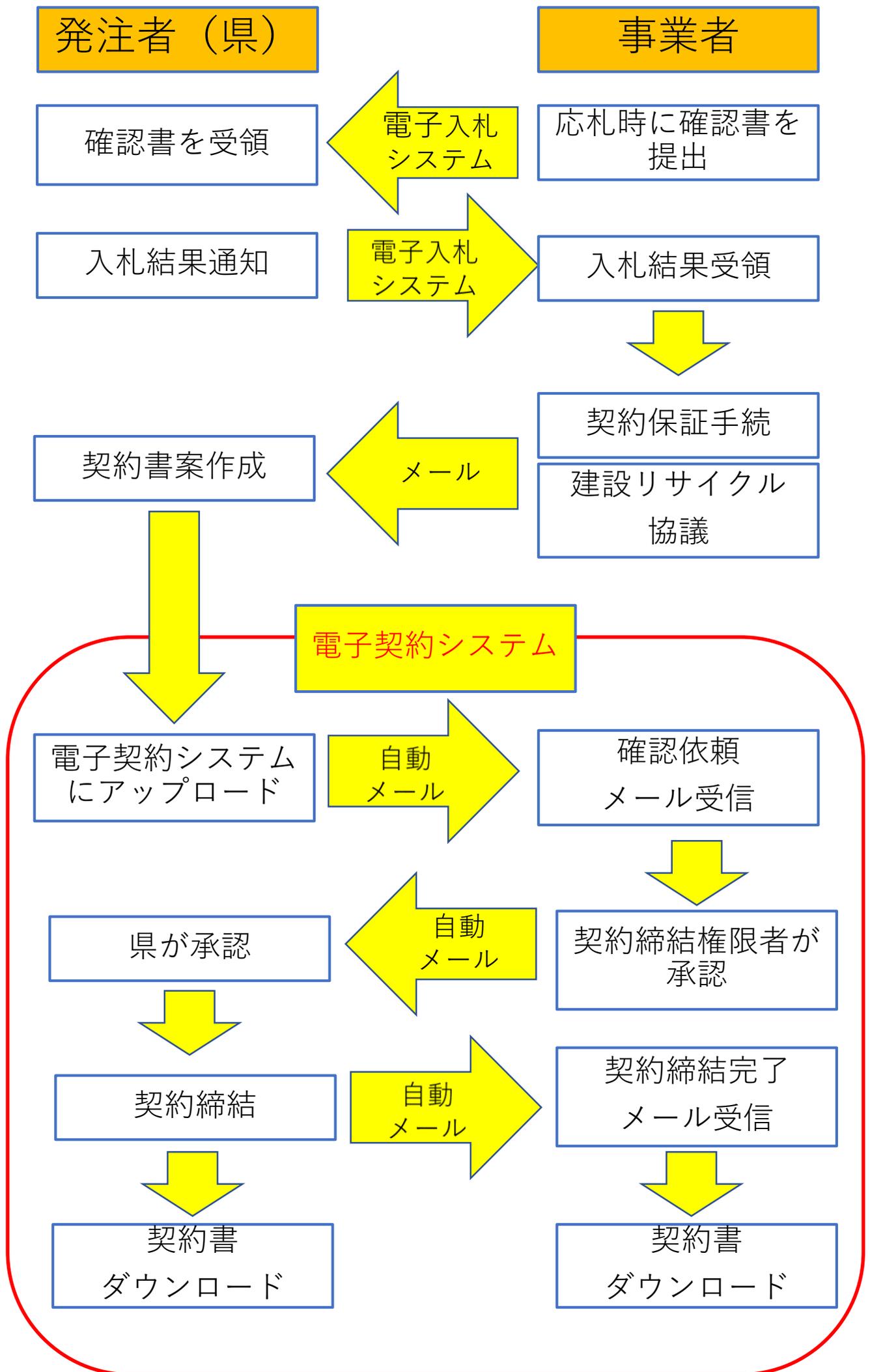


電子契約の流れ



電子契約導入による変更点

★変わること

- ・ 契約書頭書に印鑑、日付が記載されない
(契約日は県の電子署名日)
- ・ 公告文、指名通知書に対象案件である旨を明示
- ・ 応札時に電子契約の希望の意思、メールアドレス等を記載した確認書を提出
- ・ 契約書への収入印紙の貼付が不要
- ・ 契約手続きのオンライン化 など

★変わらないこと

- ・ 電子入札システムの利用
(電子契約システムと電子入札システムは別システム)
- ・ 契約保証、建設リサイクル協議に関する手続き
(一部オンライン化)
- ・ 契約書以外の書類の提出方法
- ・ 監督員の通知
- ・ 設計変更時の事務手続き
(変更契約手続きは電子契約利用可能)
- ・ 前金払、精算払の請求事務手続き など